

令和 6 年 5 月 28 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年 6 月 4 日 午前 10 時 招集の丸亀市議会 6 月 定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第 59 号 令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 60 号 丸亀市下水道条例の一部改正について

議案第 61 号 丸亀市附属機関設置条例の一部改正について

議案第 62 号 丸亀市少年育成センター条例の一部改正について

議案第 63 号 工事請負契約の締結について（丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事）

議案第 64 号 工事請負契約の締結について（丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事）

令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,282,033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,475,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			9,094,434	411,253	9,505,687
		2 国庫補助金	3,389,724	411,253	3,800,977
16 県支出金			3,645,962	3,512	3,649,474
		2 県補助金	1,167,331	3,512	1,170,843
19 繰入金			10,324,356	800,000	11,124,356
		2 基金繰入金	10,293,858	800,000	11,093,858
20 繰越金			10	67,268	67,278
		1 繰越金	10	67,268	67,278
歳入	合 計		69,193,004	1,282,033	70,475,037

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
15 国庫支出金	9,094,434	411,253	9,505,687		
16 県支出金	3,645,962	3,512	3,649,474		
19 繰入金	10,324,356	800,000	11,124,356		
20 繰越金	10	67,268	67,278		
歳入合計	69,193,004	1,282,033	70,475,037		

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	8,038,038	977,652	9,015,690
3 民生費	21,274,197	278,441	21,552,638
8 土木費	5,111,170	21,980	5,133,150
9 消防費	1,650,964	3,960	1,654,924
歳 出 合 計	69,193,004	1,282,033	70,475,037

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	源		一 般 財 源	
	地 方 債	そ の 他		
国 県 支 出 金				
363,805	0	0		
40,423	0	0		
10,537	0	0		
0	0	0		
414,765	0	0		

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	9,094,434	411,253	9,505,687
2 国庫補助金	3,389,724	411,253	3,800,977
5 上水費国庫補助金	683,061	7,025	690,086
8 総務費国庫補助金	258,753	404,228	662,981

2. 歳入

一般会計

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
9 都市計画総務費補助金	7,025	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	7,025
19 物価高騰対策費補助金	404,228	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	404,228

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
2 都市計画総務費 補助金	3,512	民間住宅耐震改修事業補助金	3,512

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	3,645,962	3,512	3,649,474
2 県補助金	1,167,331	3,512	1,170,843
5 土木費県補助金	46,603	3,512	50,115

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 財政調整基金繰入金	800,000	財政調整基金繰入金	800,000

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	10,324,356	800,000	11,124,356
2 基金繰入金	10,293,858	800,000	11,093,858
2 財政調整基金繰入金	1,600,000	800,000	2,400,000

(単位：千円)

箇			説	明
区	分	金 額		
1	前年度繰越金	67,268	前年度繰越金	67,268

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	8,038,038	977,652	9,015,690		613,847
1 総務管理費	7,234,718	977,652	8,212,370	363,805	
1 一般管理費	3,808,220	975,152	4,783,372	363,805 (特定財源内訳) 国庫支出金 363,805	611,347
24 危機管理費	157,479	2,500	159,979	0	2,500

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
11 役務費	13,052	通信運搬費 手数料 5,792 生活支援緊急給付金事業費（定額減税補足給付分） 975,152	
12 委託料	42,100	システム改修業務委託料 申請受付等業務委託料 2,100 40,000	
18 負担金、補助及び交付金	920,000	定額減税補足給付金 920,000	
18 負担金、補助及び交付金	2,500	家具転倒防止器具設置支援補助金 2,500 防災費 2,500	

(単位：千円)

（単位：千円）

節		区 分	金 額	説 明
11	役務費		1,341	通信運搬費
12	委託料		27,100	手数料
				システム改修業務委託料 2,100
18	負担金、補助及び交付金		250,000	申請受付等業務委託料 25,000
				生活支援緊急給付金（新規非課税等世帯分） 220,000
				生活支援緊急給付金（こども加算分） 30,000
				生活支援緊急給付金事業費（新規非課税等世帯及びこども加算分） 278,441

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	21,274,197	278,441	21,552,638		238,018
1 社会福祉費	8,716,169	278,441	8,994,610	40,423	238,018
1 社会福祉総務 費	1,428,834	278,441	1,707,275	(特定財源内訳) 国庫支出金 40,423	

(単位：千円)

箇		金 額		説 明
区 分	金 額			
7 報償費	60	建築士謝金	60	耐震改修促進事業費 21,980
10 需用費	100	印刷製本費	100	
13 使用料及び賃借料	10	会場借上料	10	
18 負担金、補助及び交付金	21,810	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	21,810	

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8 上本費	5,111,170	21,980	5,133,150		11,443
5 都市計画費	2,410,935	21,980	2,432,915	10,537	11,443
1 都市計画総務費	90,626	21,980	112,606	(特定財源内訳) 国庫支出金 7,025 県支出金 3,512	

備			説	明
区	分	金 額		
12	委託料	3,960	住宅用火災警報器設置委託料 3,960	予防事業費 3,960

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
9 消防費	1,650,964	3,960	1,654,924		
1 消防費	1,650,964	3,960	1,654,924	0	3,960
1 常備消防費	1,022,841	3,960	1,026,801	-0	3,960
歳 出 合 計	69,193,004	1,282,033	70,475,037	414,765	867,268

議案第 60 号

丸亀市下水道条例の一部改正について
丸亀市下水道条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 6 月 4 日提出

丸亀市下水道条例の一部を改正する条例

丸亀市下水道条例(平成 17 年条例第 167 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
第 2 章 排水設備の設置等 (排水設備等の工事を行う者の指定等) 第 7 条 略 2 前項の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 第 14 条第 1 項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況 (5) 略 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。)の写し	第 2 章 排水設備の設置等 (排水設備等の工事を行う者の指定等) 第 7 条 略 2 前項の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 第 14 条第 1 項の規定によりそれぞれの営業所に専属することとなる責任技術者の氏名 (5) 略 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し

改正後	改正前
(3) 略 (4) 前項第4号に掲げる者に対して第17条第1項の規定により交付された責任技術者証又は香川県内の他の自治体で交付された責任技術者証の写し (5)・(6) 略 (指定の基準等) 第8条 市長は、前条第2項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第1項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、<u>第14条第1項の規定により責任技術者を選任していること。</u> (2)～(4) 略 2 略 (責任技術者の設置等) 第14条 指定工事は、営業所ごとに次項に掲げる職務を行わせるため、次条第1項の登録を受けている者又は香川県内の他の自治体で責任技術者としての登録を受けている者のうちから責任技術者を選任しなければならない。ただし、香川県内における他の営業所に<u>ついて兼任することを妨げない。</u> 2・3 略 (責任技術者の登録) 第15条 略 2・3 略 4 第1項の登録を受けようとする者は、住民票、<u>在留カード又は特別永住者証明書の写し、写真及び責任技術者認定試験に合格したことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u> 5 略	(3) 略 (4) 前項第4号に掲げる者に対して第17条第1項の規定により交付された責任技術者証の写し (5)・(6) 略 (指定の基準等) 第8条 市長は、前条第2項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第1項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、<u>第15条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</u> (2)～(4) 略 2 略 (責任技術者の設置等) 第14条 指定工事は、営業所ごとに次項に掲げる職務を行わせるため、次条第1項の登録を受けている者のうちから責任技術者を<u>専属させなければならない。</u> 2・3 略 (責任技術者の登録) 第15条 略 2・3 略 4 第1項の登録を受けようとする者は、住民票の写し、写真及び責任技術者認定試験に合格したことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。 5 略

改正後	改正前
第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置) 第19条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(10) 略 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 略	第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置) 第19条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(10) 略 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項第11号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

丸亀市附属機関設置条例の一部改正について

令和6年6月4日提出

丸亀市長 松永 恭二

丸亀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議61-1

改正後					改正前								
	丸亀市 立学校 結核対 策委員 会	<u>施に関する 事務</u>	略	略	略	(5) 市長又は教 育長が必要と認 める者	略	略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第 2 条関係)				別表(第 2 条関係)			
略	区分	報酬の額	日額 7,000 円	略	区分	報酬の額	日額 7,000 円
略	市立学校教育支援委員会委員			略	市立学校教育支援委員会委員		
	医療的ケア運営協議会委員				学校給食センター運営委員会委員		
	学校給食センター運営委員会委員				略		
略	略			略	略		

議案第 62 号

丸亀市少年育成センター条例の一部改正について

丸亀市少年育成センター条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市少年育成センター条例の一部を改正する条例

丸亀市少年育成センター条例(平成 17 年条例第 90 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(名称及び位置)		(名称及び位置)
第 2 条 育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
(1) 略		(1) 略
(2) 位置 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号		(2) 位置 丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

工事請負契約の締結について（丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事）

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事に、次のとおり請負契約を締結したい。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 347,600,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 31,600,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市飯山町西坂元 853 番地 3
株式会社 郡家工務店
代表取締役 郡家 孝誠

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市飯山町川原地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年6月13日
- 4 契 約 金 額 ¥347,600,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥31,600,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

（1）支払限度額	令和6年度	金250,200,000円
	令和7年度	金97,400,000円
（2）出来高予定額	令和6年度	金278,080,000円
	令和7年度	金69,520,000円
- 5 契約保証金 ¥34,760,000
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 株式会社 郡家工務店（代表取締役 郡家 孝誠） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年5月23日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市飯山町西坂元853番地3
株式会社 郡家工務店
代表取締役 郡家 孝誠

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☒ 有 ☐ 無
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑥その他 (アスファルト)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費) 2,000,000 円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	株式会社土器川碎石	仲多度郡まんのう町羽間2880-1
アスファルトコンクリート殻	株式会社土器川碎石	仲多度郡まんのう町羽間2880-1

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) 2,100,000 円(税抜き)

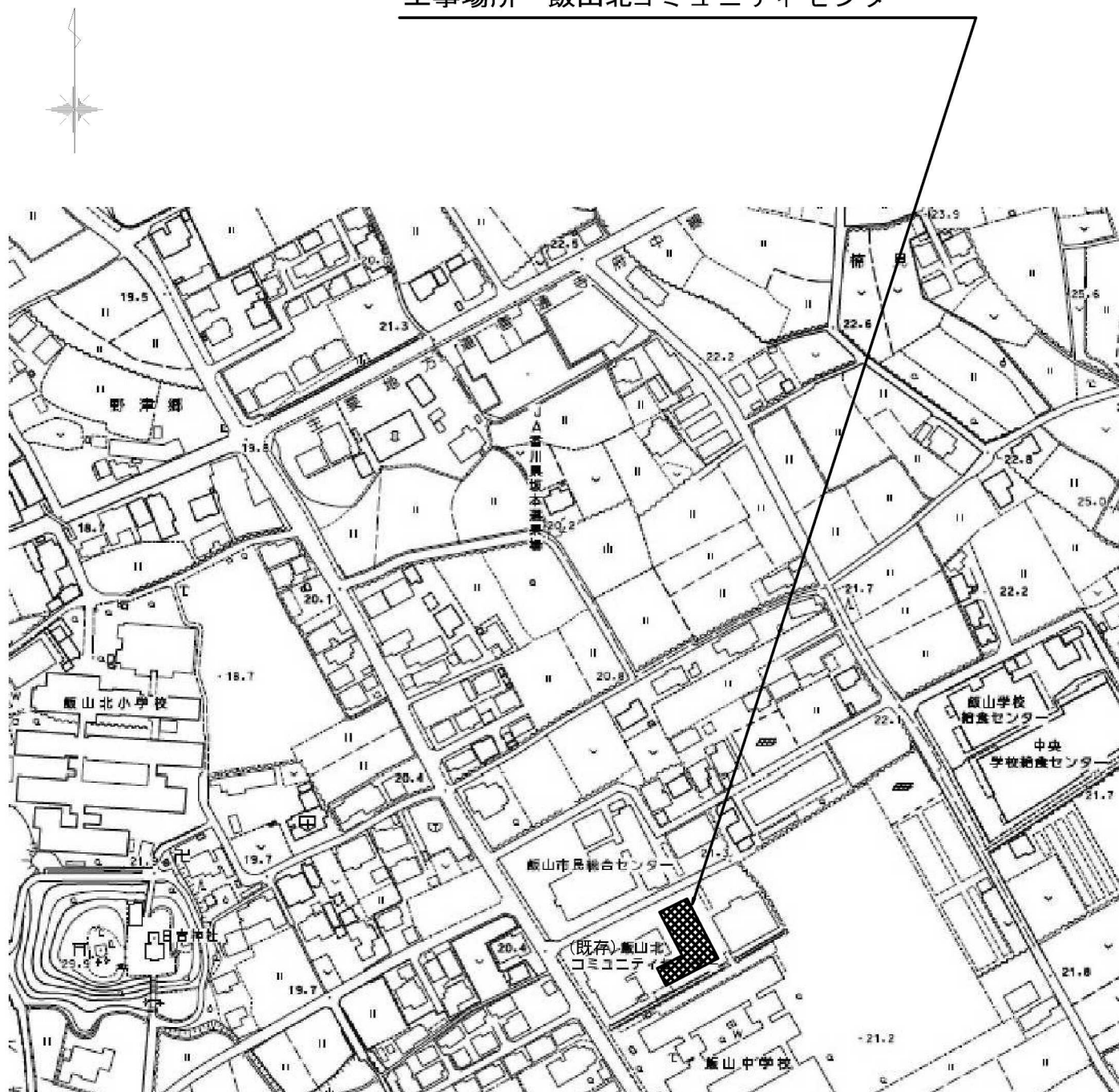
(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契約の目的 (工事名称)	丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
工 事 概 要	構造・規模 鉄骨造平屋建て 建築面積 1,004.08 m² 延床面積 996.34 m² 主要諸室 多目的室、軽運動室、講座室、調理実習室、交流スペース、 和室、多機能便所、男子・女子便所 ・屋外整備工事 上記工事に係る建築工事一式

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事

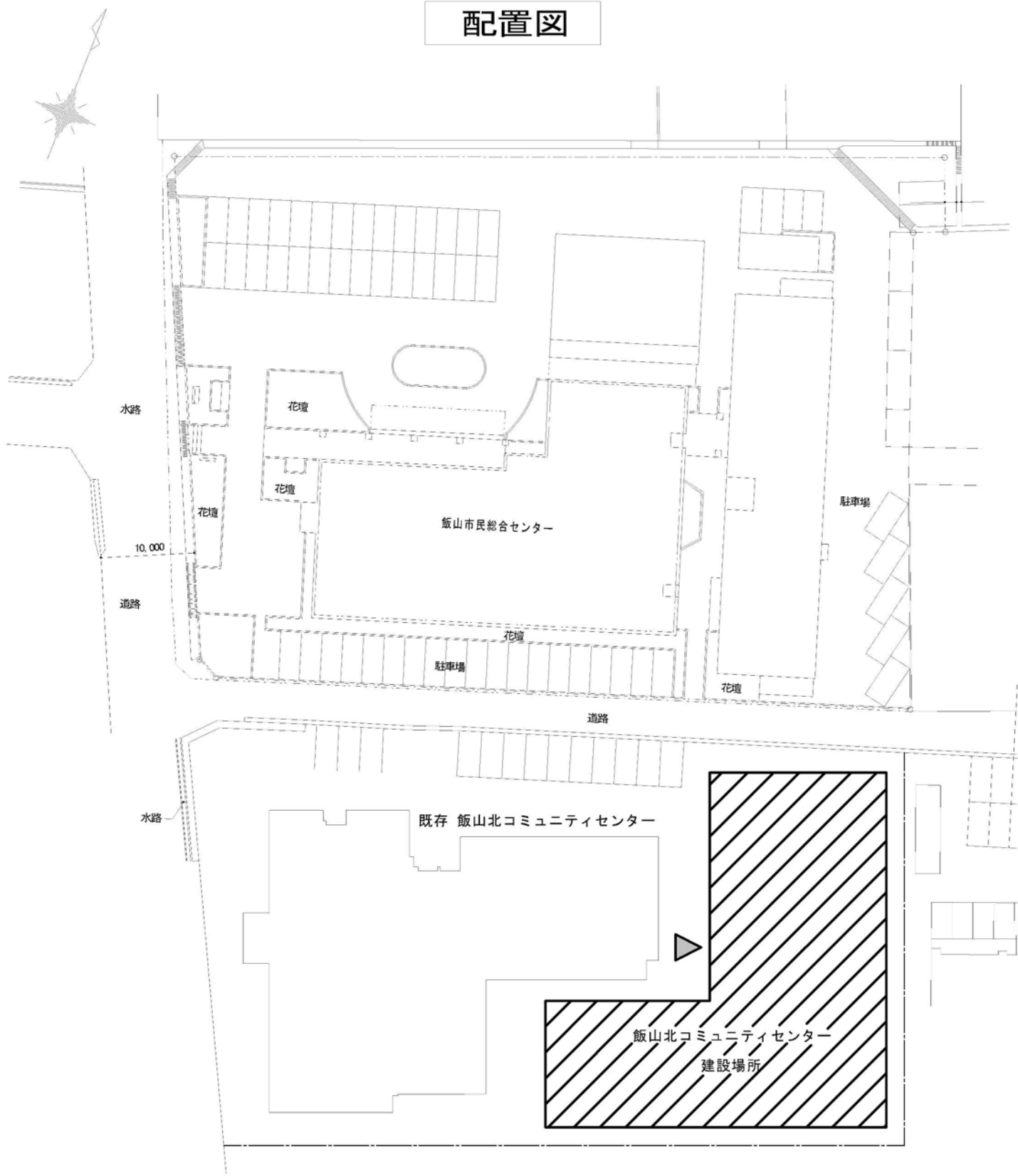
工事場所 飯山北コミュニティセンター



付近見取図

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事

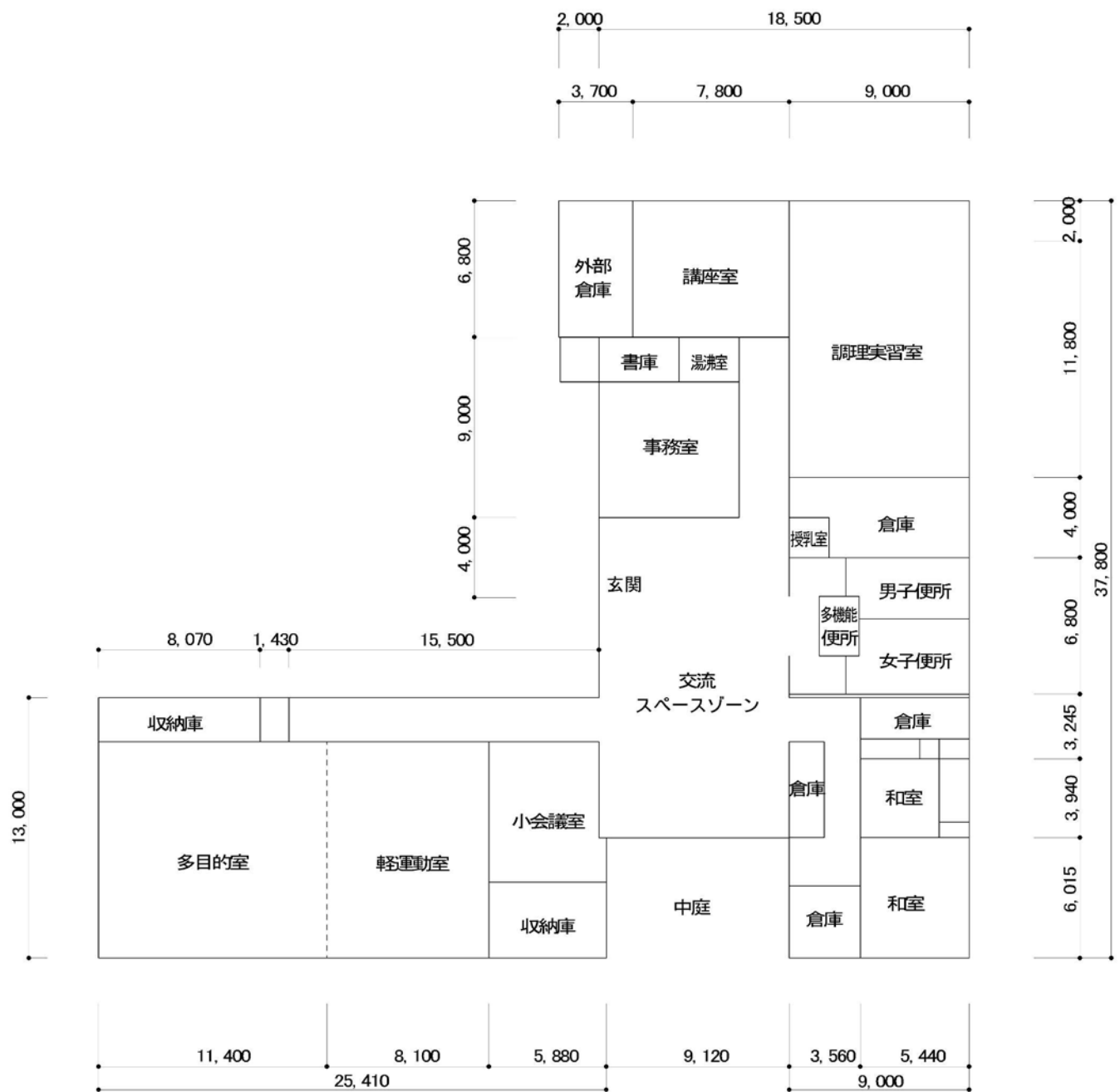
配置図



丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事

1階平面図

単位：ミリメートル



議案第 64 号

工事請負契約の締結について（丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事）

丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 契約の目的 丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事

2 契約の方法 随意契約

3 契約金額 金 618,200,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 56,200,000 円

4 契約の相手方 香川県高松市亀井町 1 番地 3

鹿島建設株式会社 四国支店

執行役員支店長 尾崎 美伸

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市一番丁 地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和 7年 3月28日
- 4 契 約 金 額 ￥618,200,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥56,200,000-
- 5 契約保証金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
☐ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☒ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者鹿島建設株式会社 四国支店（代表者 執行役員支店長 尾崎 美伸）とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 5月 8日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市亀井町1番地3
鹿島建設株式会社 四国支店
執行役員支店長 尾崎 美伸 印

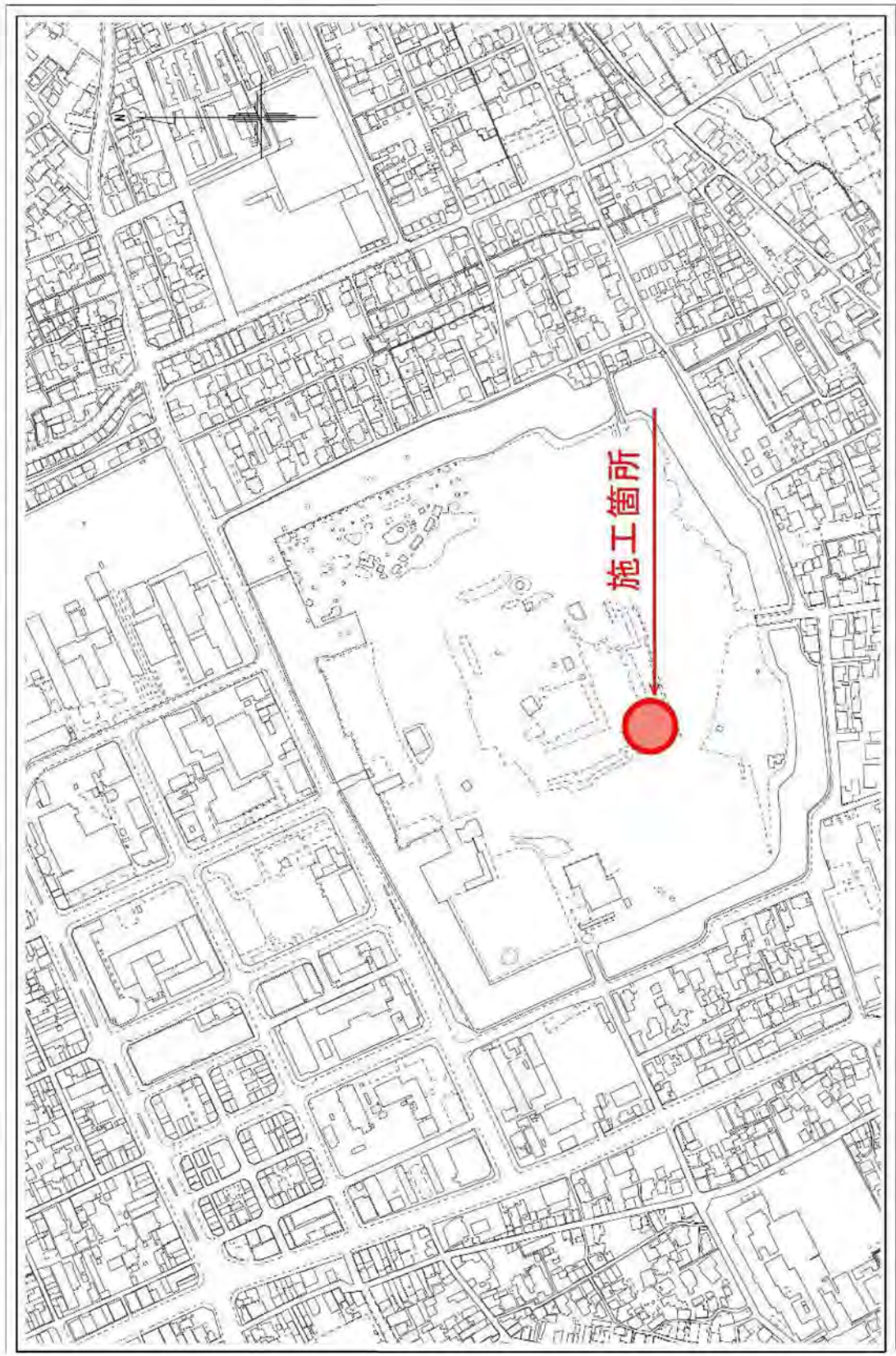
備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 の 概 要

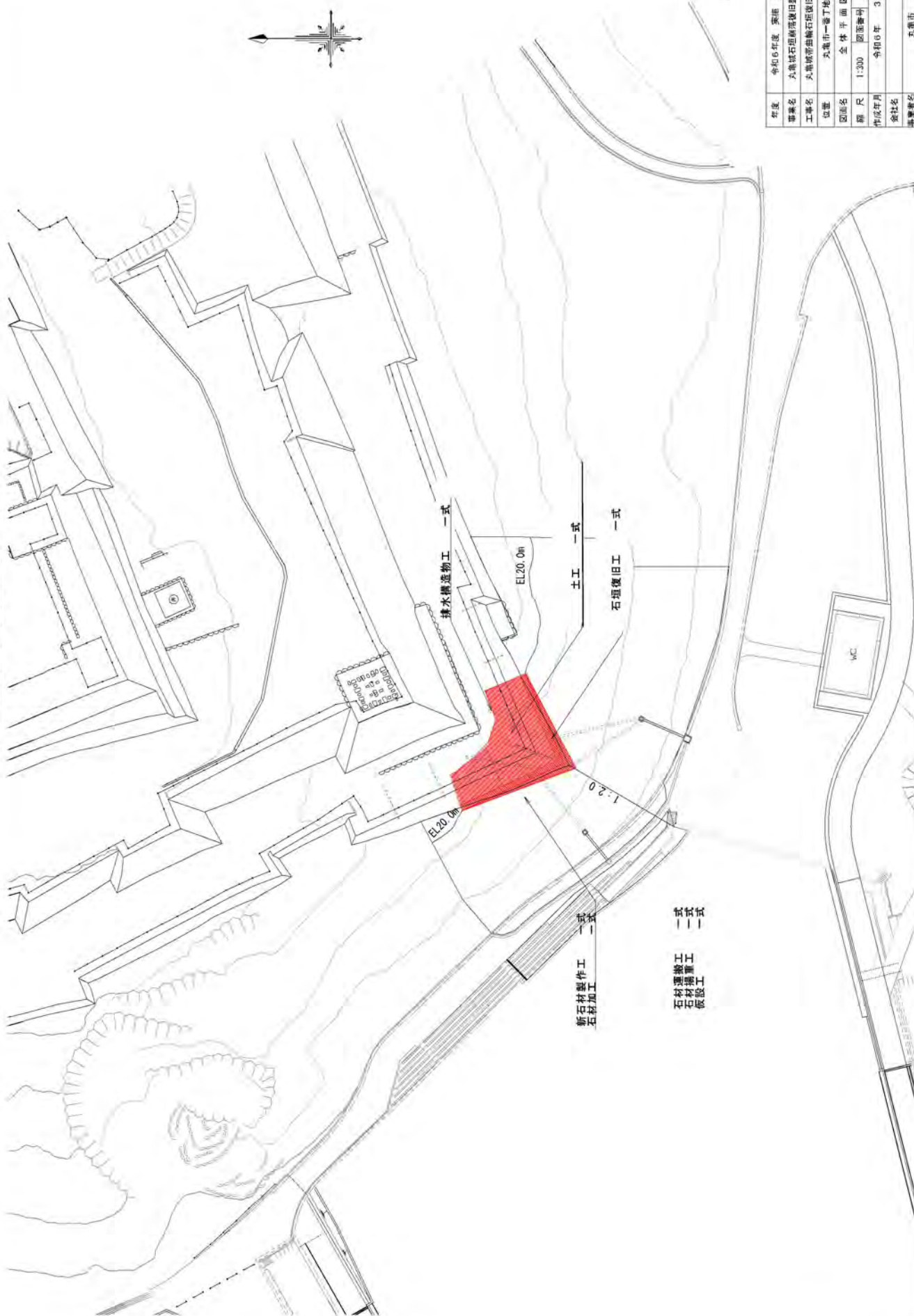
契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事
工 事 概 要	土工 1式 石垣復旧工 1式 石材運搬工 1式 石材揚重工 1式 排水構造物工 1式 石材加工 1式 新石材製作工 1式 仮設工 1式

丸龜城帶曲輪石垣復旧等工事

位置図 縮尺1:5,000



全体平面図

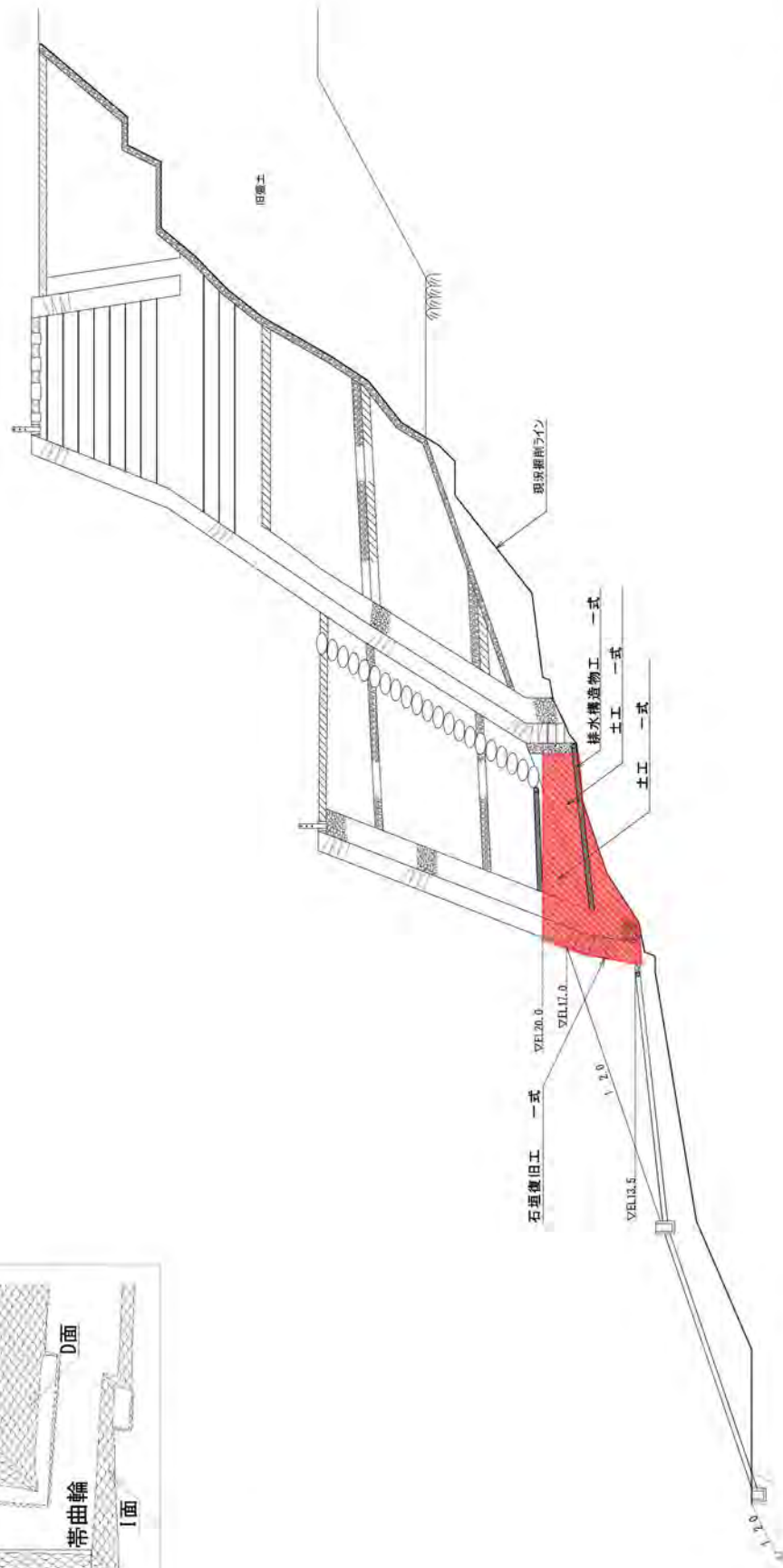


年度	令和6年度	案内	設計書
事業名	丸亀市石垣撤去復旧整備事業		
工事名	丸亀市石垣撤去復旧等工事		
位置	丸亀市一帯丁内		
図面名	全体平面図		
縮尺	1:300	図面番号	
作成年月	令和6年	3月	
会社名			
建築番号	丸亀市		

KEYPLAN

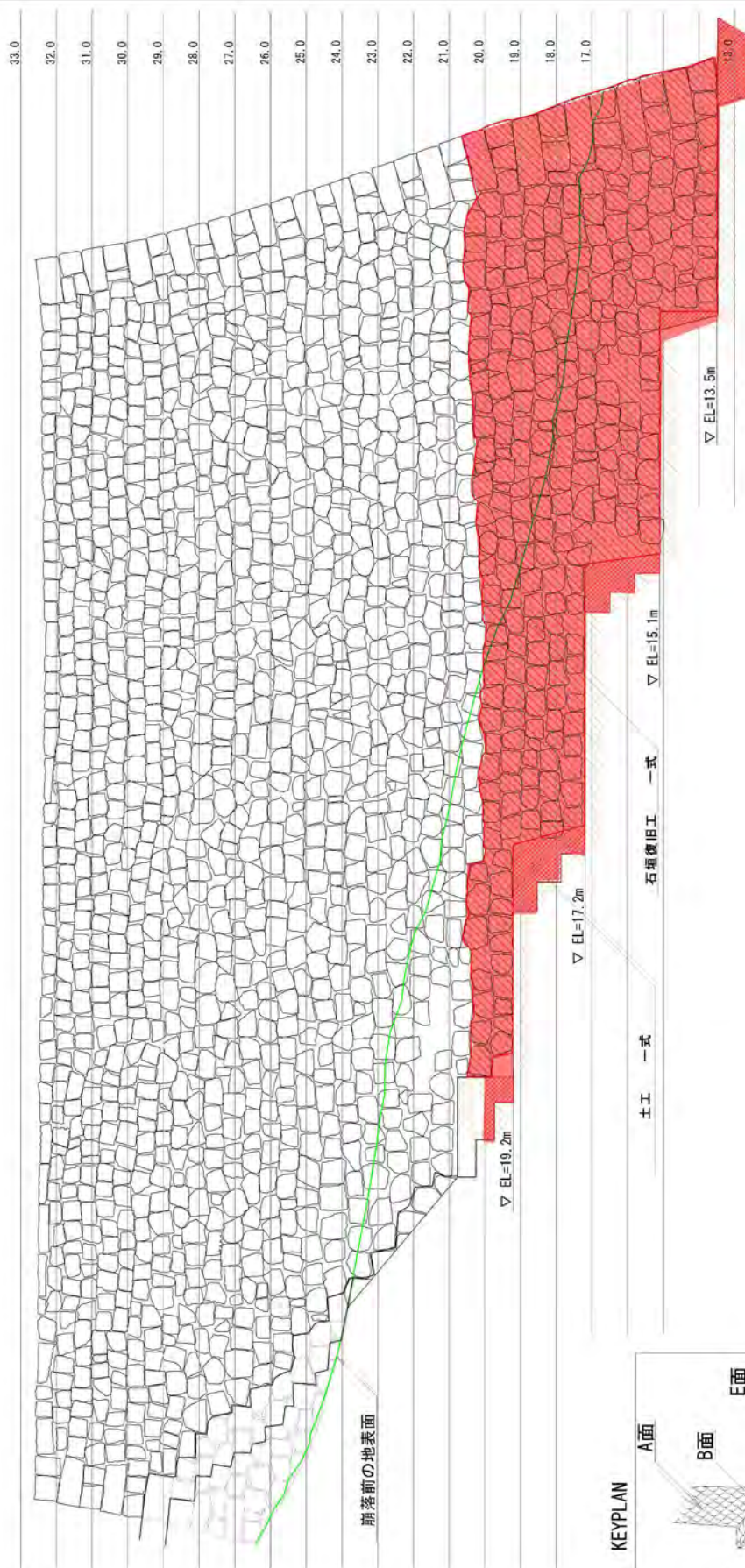


標準断面図

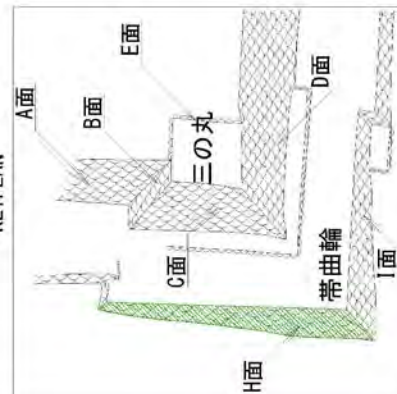


年度	令和6年度	支線	設計書
事業名	丸亀城と江戸屋敷復旧整備事業		
工事名	丸亀城と江戸屋敷復旧整備工事		
位置	丸亀市一帯工区内		
図面名	標準断面図		
図尺	図面番号		
作成年月	令和6年 3月		
会社名			
担当者	丸亀市		

帯曲輪H面 立面図
縮尺1:60

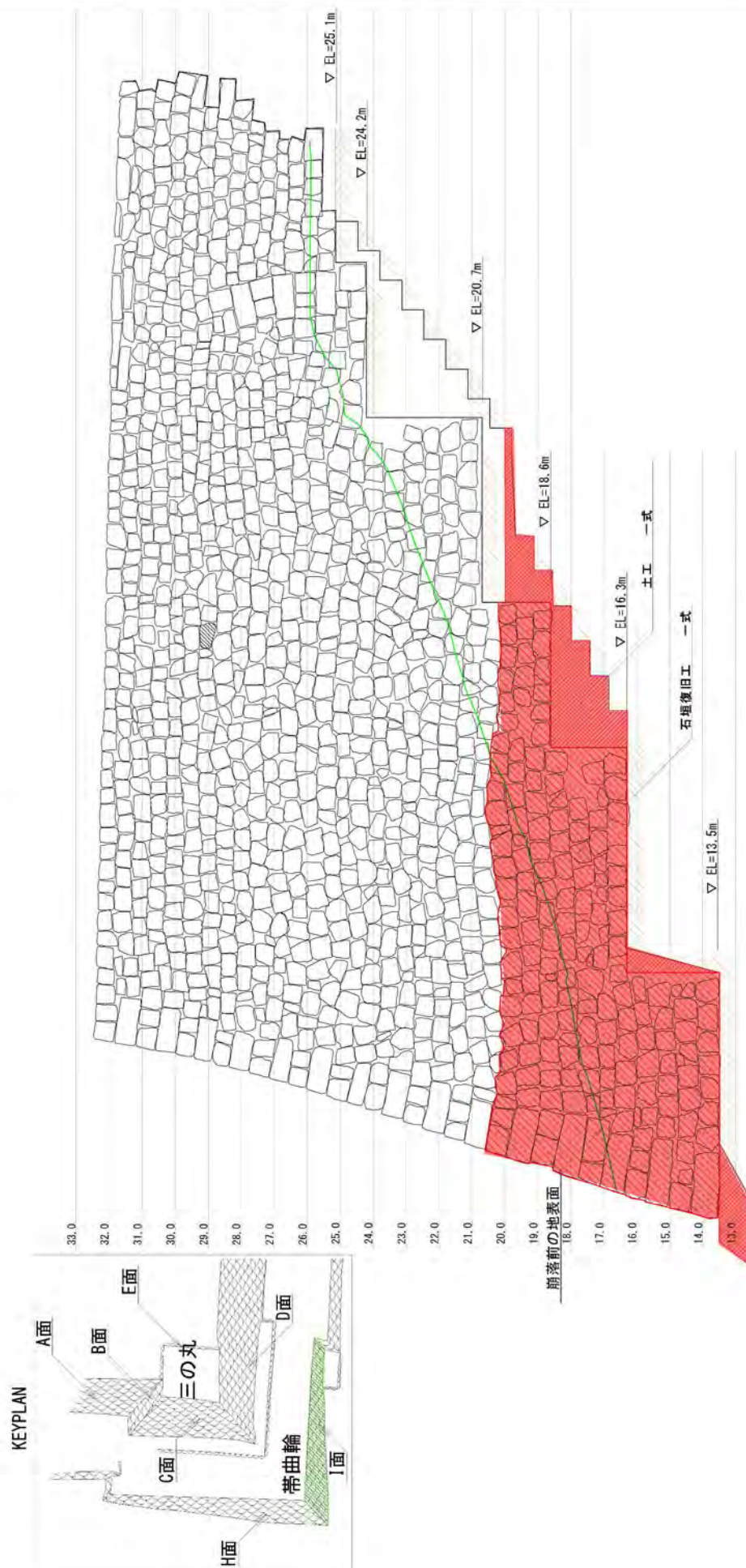


KEYPLAN



年度	令和6年度	実施	設計書
事業名	丸亀城石垣部復旧整備事業		
工事名	丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事		
位置	丸亀市一帯丁内		
図面名	帯曲輪H面 立面図		
縮尺	1:60	図面番号	
作成年月	令和6年	3月	
会社名	丸亀市		
事業番号			

常曲輪 I 面 立面図
縮尺 1 : 60



年度	令和6年度	実施	設計書
事業名	丸亀城石垣復旧工事		
工事名	丸亀城常曲輪石垣復旧工事		
位置	丸亀市一帯丁地内		
図面名	常曲輪 I 面 立面図		
縮尺	1:60	図面番号	
作成年月	令和6年 3月		
会社名			
担当者名			丸亀市

提 案 理 由

議案第 59 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 12 億 8,203 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 704 億 7,503 万 7,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、家庭における防災・減災対策として実施している家具転倒防止器具設置支援補助金について、本年 1 月に発生した能登半島地震の影響もあり、当初の想定を上回る申請を受け予算不足が見込まれますことから、市民による一層の対策を進めるため、250 万円増額いたします。

また、昨年 11 月に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく物価高騰対策のため実施する生活支援緊急給付金事業として、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方に補足給付を行うため、9 億 7,515 万 2,000 円を計上するほか、民生費において、令和 6 年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯への 10 万円給付などを行うため 2 億 7,844 万 1,000 円を計上いたします。

土木費関係では、南海トラフ地震をはじめとする震災被害の軽減に向け、市民が自らの生命や財産を守る契機となるよう、未耐震住宅への戸別訪問による啓発事業を行うほか、耐震診断補助金の拡充や、非課税世帯への耐震改修補助を増額するため、耐震改修補助事業費を 2,198 万円追加措置いたします。

消防費関係では、65 歳以上の住民税非課税世帯に住宅用火災警報器の給付・設置を進めておりますが、設置率向上に向け行っている臨戸訪問の効果もあり、申請件数が大きく伸びておりますことから、不足が見込まれる業務委託料について 396 万円を増額いたします。

また、これらの財源といたしまして、国県支出金、基金繰入金及び前年度繰越金を措置するものであります。

議案第 60 号

丸亀市下水道条例の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部改正に伴い下水道からの放流水に関する基準について改めるとともに、排水設備工事責任技術者についてこれまで営業所ごとに専属することとなっていたものを県内の営業所において兼任できるものとする等所要の改正を行うものであります。

議案第 61 号

丸亀市附属機関設置条例の一部改正につきましては、医療的ケア児の受入れに関する方針、ガイドラインの改定等、医療的ケアの実施に関する全般的な内容について協議する、丸亀市医

療的ケア運営協議会を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号

丸亀市少年育成センター条例の一部改正につきましては、学校教育サポート室との連携による相談機能の強化と事務的な連携の充実を図るため、丸亀市少年育成センター事務所を移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 63 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事について、去る 5 月 16 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社郡家工務店に落札決定し、工事請負仮契約を 5 月 23 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 64 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀城石垣崩落復旧整備事業における丸亀城帯曲輪石垣復旧等工事を実施するに当たり、鹿島建設株式会社四国支店を相手方とする仮契約を令和 6 年 5 月 8 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。